

新潟市亀田市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年10月10日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第52号

新潟市亀田市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市亀田市民会館条例施行規則（平成17年新潟市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

設備名	単位	利用区分	使用料の額（円）
大ホール放送設備	1式	1回	220
ピアノ	1台	1回	400
照明設備	1式	1回	400
映写設備	1式	1回	220
レーザーシート	1式	1回	1,190

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市亀田市民会館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規

則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。